

指宿市立地適正化計画 届出の手引き【誘導施設編】

1. 都市機能誘導区域外での誘導施設の整備に関する届出制度

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合は届出が必要となります。

(1) 届出対象行為

開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

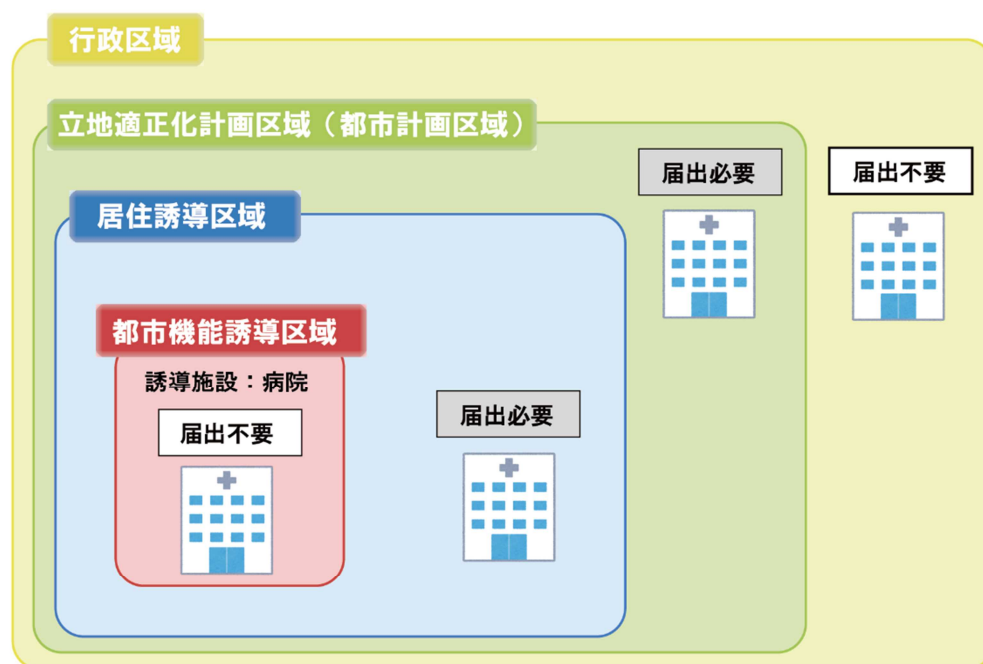


図1 届出対象のイメージ（病院を建てる場合）

(2) 届出の時期

行為に着手する 30 日前までに届出が必要です。

（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項）

指宿市立地適正化計画 届出の手引き【誘導施設編】

（３）届出の様式について

届出の様式については、以下のとおり所定の様式において、２部提出してください。なお、１部は、申請者控え分として、受付印を押印後、返却いたします。

（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項関係、同法施行規則第 55 条第 1 項関係、同法施行規則第 55 条の 2 関係）

届出の内容	様 式	添付図書
開発行為	様式 18	・開発区域図（縮尺 1/1,000 以上、当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面） ・土地利用計画図（縮尺 1/100 以上、設計図） ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図等）
建築等行為	様式 19	・配置図（縮尺 1/100 以上、敷地内における住宅等の位置を表示する図面） ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図面（付近見取図等）
上記届出内容の変更	様式 20	・上記の添付図書と同様

（４）届出を要しない軽易な行為

以下の行為についての届出は必要ありません。

（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項、同法施行令第 35 条）

- ① 軽易な行為その他の行為
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

（５）罰則規定

市への届出が義務付けられている行為について、これらの届出をせずに、または虚偽の届出を行った場合には、都市再生特別措置法第 130 条に基づき 30 万以下の罰金が科される場合があります。

指宿市立地適正化計画 届出の手引き【誘導施設編】

行政区域

立地適正化計画区域 (都市計画区域)

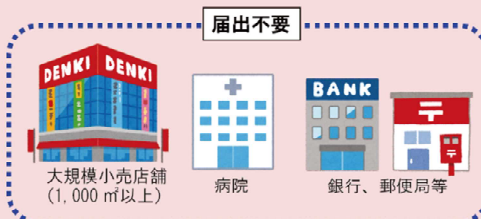
居住誘導区域



都市機能誘導区域

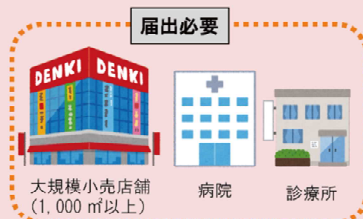
(指宿庁舎周辺、指宿駅周辺、山川小学校周辺)

■誘導施設：大規模小売店舗(1,000 m²以上)・病院(病床20床以上)・銀行、郵便局等



都市機能誘導区域(山川庁舎周辺)

■誘導施設：コンビニ、スーパー等(1,000 m²未満)・銀行、郵便局等



都市機能誘導区域(開間庁舎周辺)

■誘導施設：コンビニ、スーパー等(1,000 m²未満)・診療所・銀行、郵便局等

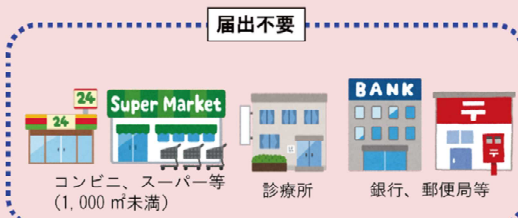
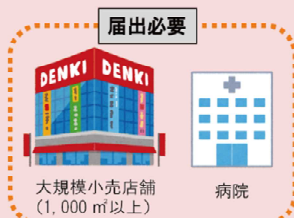


図2 届出対象のイメージ(詳細)

2. 都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止に関する届出制度

都市再生特別措置法第108条の2第1項に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域内において、誘導施設を対象として以下の行為を行おうとする場合は届出が必要となります。

(1) 届出対象行為

施設の休廃止	○誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
--------	----------------------



図5 届出対象のイメージ (病院を休止・廃止する場合)

(2) 届出の時期

施設を休廃止しようとする日の30日前までに届出が必要です。

(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

(3) 届出の様式について

届出の様式については、以下のとおり所定の様式において、2部提出してください。なお、1部は、申請者控え分として、受付印を押印後、返却いたします。
(都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

届出の内容	様 式	添付図書
誘導施設の休止または廃止	様式 21	・施設と土地の状況が分かる平面図等（縮尺 1/1,000 以上）